

督促状

令和3年10月15日

東京都産業労働局代理

重田有都弁護士事務所

代表弁護士重田 有都



「東京都感染拡大防止協力金」の不正営業に関する

都の対応について

当法人は東京都産業労働局から、下記債権の請求に関する一切の一任を受けました。

東京都の調査により貴社は、これまで【東京都リバウンド防止措置期間】（今年令和3年10月1日より同年10月14日まで）において21時以降にも客の名前を確認後客が常連の場合のみ入店させ22時以降にも酒類の提供を行っており、協力金の支給要件に合致するよう、

「営業時間の短縮を実施し、更に21時以降の酒類の提供を取り止めた」と偽っている。

よって、東京都は、上記店舗は違約金の納付が確認されない場合、10月1日～10月24日の協力金を支給対象外とする。

都は、違約金（総支給予定下限額40%）として

¥ ー の支払いを下記代表者に納めるよう命じる。

違約金の期日までに納付が確認された場合のみ都は受付分の協力金の支給および新規受付分（10月1日～10月24日実施分も含める）

をこれまで通り行うものとする。

追徴金の支払い命令や店舗の公表は行わないものとし

嚴重注意処分とする。